

職員退職給与基金運用規程

(適用)

第1条 職員退職給与基金規程第3条4項の規定に基づき、職員退職給与基金（以下「基金」という。）の一部を職員の福利厚生貸付資金として運用するに関しては、この規程の定めるところによる。

(貸付金額の範囲等)

第2条 この土地改良区は、前年度末現在における基金総額の30%の範囲内で、職員の福利厚生貸付資金として、神安土地改良区職員互助会（以下「互助会」という。）に基金の一部を貸付することができる。

(貸付時期)

第3条 この土地改良区は、互助会の必要に応じて、その都度貸付することができる。ただし、基金の運用上無理が生じる場合は、この限りでない。

(貸付利息)

第4条 互助会は、毎年度3月末日までに当該年度の貸付金に対する利息を支払わなければならない。

2 貸付金の利息は、(株)りそな銀行指定金銭信託（5年もの）の収益配当率相当額に0.25%分を上乗せした額とする。

(繰り戻し)

第5条 貸付金は、償還表に基づき当該年度分の償還元金を毎年度末に基金へ繰り戻さなければならない。

(退職者の取扱い)

第5条の2 互助会は、貸付している職員が退職する場合にあっては、速やかに残元金を精算しなければならない。

(報告)

第6条 互助会は、貸付状況を毎年度理事長に報告しなければならない。

附 則

1. この規程は、平成 9年 9月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、平成14年 9月 2日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、平成15年 3月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、平成17年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、平成19年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この一部改正は、令和 7年 4月 1日より施行する。